

医療法人社団瑞鳳会

指定通所リハビリテーション事業所・指定介護予防通所リハビリテーション事業所

介護老人保健施設 ハートケア松岡 運営規程

第1条 (事業の目的)

医療法人社団瑞鳳会が開設する介護老人保健施設ハートケア松岡（以下「事業所」という。）が行う通所リハビリテーション事業及び介護予防通所リハビリテーション事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師及び准看護師等の看護職員、介護職員（以下「従事者」という。）が、当該事業所において適切な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下、「通所リハビリテーション等」という。）を提供することを目的とする。

第2条 (運営の目的)

事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

- 2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

第3条 (反社会勢力の排除)

- 1 事業所は、事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び岐阜市暴力団等の排除に関する条例（岐阜市条例第13号）に規定される暴力団等を、その運営に関与させないものとする。
- 2 事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員またはこれらと密接な関係を持つものは従事させないものとする。

第4条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 介護老人保健施設ハートケア松岡
- 2 所 在 地 岐阜市長旗町1丁目8番地

第5条 (職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管 理 者 1人

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 指定通所リハビリテーション等従業者

① 医師 1人以上

生活相談員は、生活相談その他の指定通所介護等の提供に当たる。

② 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 2人以上

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

③ 看護職員 1人以上

④ 介護職員 5人以上

看護、介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務に当たる。

⑤ 管理栄養士 1人以上

管理栄養士は栄養食事相談等の栄養管理をおこなう。

第6条 (営業日及び通常の営業時間)

事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日(祝日を含む)とする。但し、1月1日から1月3日までを除く。
- 2 通常の営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- 3 サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分

第7条 (利用定員)

事業所の利用者の定員は、50人とする。

第8条 (指定通所リハビリテーション等の内容)

通所リハビリテーション等の内容は、指定介護予防支援又は指定居宅介護支援事業者、通所者本人等の作成した介護予防サービス計画書又は居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、介護予防サービス計画書又は居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち事業所と通所者等との相談(確認)によって選定し、サービスを行うものとする。

① 機能訓練に関すること

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う

② 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービス提供をする。

排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介助

② 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助

③ 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

④ アクティビティに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることが出来るような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービスおよび機能低下を防ぐために必要な訓練を行う。又、通所者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

レクリエーション、グループワーク、行事的活動、体操、休養、その他必要なアクティビティ

⑤ 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。

送迎、移動、移動動作の介助

⑥ 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

⑦ 口腔機能向上サービスの提供に関すること

利用者ごとの口腔機能を把握して、口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する指導を計画的に行う。

⑧ 栄養改善サービスの提供に関すること

利用者ごとに栄養状態を把握して愛知栄養状態等の改善に関する指導を計画的に行う。

第9条（指定居宅介護支援事業者等との連携等）

通所リハビリテーション等の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター（以下「指定居宅介護支援事業所等」という）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なくして指定通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

第10条（通所リハビリテーション計画等の作成）

医師及び理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等の指定通所リハビリテーション等の提供に当たる通所リハビリテーション従業者は、診察又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、通所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画等を作成する。

- 2 指定通所リハビリテーション等従業者は、それぞれの通所者に応じた通所リハビリテーション計画等を作成し、通所者又はその家族に対し、その内容等について説明する。
- 3 通所リハビリテーション計画等の作成にあたっては、既に介護予防サービス計画又は居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 4 指定通所リハビリテーション等従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画等に添ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。

第11条（サービスの提供記録の記載）

指定通所リハビリテーション等従業者は、指定通所リハビリテーション等を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所リハビリテーション等について、介護保険法令の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を通所者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

① 通所リハビリテーション計画等

② 提供した具体的なサービスの内容等の記録

- ③ 指定居宅介護支援事業者等との連携の記録
- ④ 緊急時等の対処、事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- ⑤ 苦情の内容の記録

第 12 条 (指定通所介護等の利用料等および支払いの方法)

指定通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、自宅まで次の額を徴収する。
実施地域を越えた地点から 1 キロメートルあたり 50 円
- 3 指定通所リハビリテーションにかかる食費については、1 日当たり 750 円徴収する。
- 4 おむつ代は、実費を徴収する。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

第 13 条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、岐阜市内とする。

第 14 条 (契約書の作成)

通所リハビリテーション等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約者の書面を持って説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

第 15 条 (緊急時等における対処方法)

通所リハビリテーション従事者等は、指定通所介護等を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 指定通所リハビリテーション等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

第 16 条 (サービス利用にあたっての留意事項)

利用者はこの事業所の指定通所リハビリテーション等の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 2 サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を事業所に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるようにすること。
- 3 自傷他害の恐れがなく、事業所内の安全、秩序を著しく乱さないこと。
- 4 事業所内設備に無断で触れることなく、従業者の指示に基づき、施設の設備、器械器具等を利用するものとし、他の利用者に対して迷惑となるような行為は慎むこと。

第 17 条 (業務継続計画の策定等)

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い

必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 18 条 （非常災害対策）

事業所は非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また、訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

第 19 条 （衛生管理・感染症蔓延防止及び従業者等の健康管理）

通所リハビリテーション等に使用する備品等は清潔に保持し、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
- 3 通所リハビリテーション従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

第 20 条 （虐待防止のための措置に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護ならびに虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

- 1) 虐待の防止に関する責任者の選任
 - 2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - 3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は事業の提供にあたり、通所リハビリテーション従事者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第 21 条 （身体拘束の原則禁止）

事業所は、事業所は、指定通所介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

第 22 条 （秘密保持・個人情報の保護等）

事業所の従業者等は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は、通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、通所リハビリテーション従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するよう必要な措置を講じる。
- 3 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者およびその代理人の了解を得るものとする。

第 23 条 （苦情処理）

事業所は利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示を求め、又は当該市町村の職員からの質問、若しくは照会に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行う。
- 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、その改善内容を当該市町村に報告する
- 5 事業所は、利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行う。
- 6 事業所は国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、その改善の内容を、国民健康保険団体連合会に報告する。
- 7 苦情の事実調査と対応方法を検討し、迅速に改善策を立て必要に応じて全職員に周知し、改善策を実行する。同様の問題が生じないように管理し、対応方法及びサービス内容について定期的にチェックし再発防止に取り組む。

第 24 条（ハラスメント対策に関する事項）

指定通所リハビリテーションの事業は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ、相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第 25 条（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

第 26 条（その他運営についての留意事項）

従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- 2) 継続研修 年 2 回以上
- 2 事業所の従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 事業所は、この業務を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- 4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団瑞鳳会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 25 年 2 月 1 日より施行する。

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年8月1日より施行する。

この規程は、平成27年10月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年3月20日より施行する。

この規程は、令和6年11月1日より施行する。

この規程は、令和7年3月1日より施行する。